

予防

よもや話

第2回

消防関係法令条文の
読み方について

纏 消之助

読者の皆さん！ こんにちは！

大分寒くなってきましたが、お元気
でしょうか？

さて、第2回の予防よもや話は「法
令条文の読み方について」です。

読者の中には、こんな基本的なこ
とは既に知っていると思われ方もい
らっしゃると思いますが、このコー
ナーは比較的予防業務の経験の浅い職
員の方を対象としておりますので、ご
理解ください。

予防業務を適正に推進するため
には、消防法令を正確に読みこなして
いかなければならないのは当然です
よね。消防用設備等の設置について誤
った指導をすれば多額の損害を関係者
に与えてしまいます。下手すれば損害賠
償の裁判を起こされてしまいます。十
分に気をつけなければいけません。し
かし、法令条文は文章が硬く、長く、
読みづらい所が多いです。

自治省消防庁に出向していた時に、
法令担当の「見習いさん」と仲良くな
り、彼にこんな質問をぶつけてみま
した。「法令条文は読みづらいです
よね！もっと平易な文章で書けないの
ですか？」。

見習いさんは次のような回答を
してきました。「確かに条文は、硬くて、
長ったらしくて、読みづらい文章かも

しませんが、それは何故かと言
うと、誰が読んでも解釈が一つになら
なければいけないからです」、「色
んな人が法令条文を読むわけです
から、読み手によって解釈や捕らえ方
が異なったら、返って世の中が混乱し
てしまうからです」、そして最後に「良
い条文は、誰が読んでも一つの解釈に
しかならない条文なのです。私たちは
そういう法文作りに心がけています」。
返す言葉が有りませんでした。

見習いさんたちから聞いたこんな逸
話ばなしがあります。「見習いの世界
では消防法は1か月でマスターしな
ければアホだ!」。その話を聞いた時は
唖然としました。消防職員になってか
ら何年も消防法に目を通してきたくも
りですが、未だにマスターできていな
かったので、その時はさすがに自己
嫌悪に陥りました。

彼らの凄さには驚かされ、そして大
変勉強になりました。こんな話もあり
ました。自治省消防庁の予防救急課
(現在の総務省消防庁予防課)の研修
生であった頃、見習いさんが、消防本
部の現場で実務を行っている我々研修
生に時々質問してくることがありま
した。「消防署の現場では、この条文(例
えば政令第9条の2)はどのように解
釈されて関係者を指導されていま

か?」、私たちが(色んな消防本部か
ら出向されてきていたので複数の回答
になる場合がありました)「それはこ
のように現場では行っていました」
と回答すると、見習いさんから、「そ
れは間違った解釈をされています。条
文にはこう書かれていますよ。」と何
度か指摘をされたことがありました。
恥ずかしながら、現場で実務を行っ
ていた消防職員の我々の方が間違っ
た解釈をしていたのです。見習いさん
たちは実務を知りませんが、法条文を
正しく読む力があるので、間違ってい
るか正しいかがすぐに分かるのです。

そんなことがあったので、それから
法令条文を正しく読むように心掛ける
ようになりました。しかし、正確に法
文を読むためには、一定の決まり・ル
ールと言いますか、読み方と言いま
すか、それを知っていないと正しく読
めません。そのポイントをお教えしま
す。ただし、あくまでもこのポイント
は著者が経験上學んだことからの個
人的な見解であることを忘れないで
ください。

- ①法文は、原則、既存不遑及であること。
- ②法令用語の使い方をよく勉強すること。
- ③公布日と施行日、経過措置の有無をきちんと確認すること。

④条文の主語と述語を区別して読むこと。誰が行わなければいけないのかを正確に掴むこと。

⑤法律で書かれているのか、政令で書かれているのか、省令で書かれているのか、その区別をきちんと見極めること。

⑥「委任」、「代決」及び「委譲」の違いを理解しておくこと。

まず①についてですが、既存不遡及なのか既存遡及になるのか大きな問題です。既存の防火対象物に遡及させるとなると、経済的負担を関係者に課すため、現場では大変になります。改修できなければ違反処理の問題も発生してしまうからです。

建築基準法は改正されても既存不遡及が殆どのため、既存の建物は既存不適格で処理されますが、しかし、消防法の場合は、人命を優先するために既存遡及させる場合が多いです。そのため、予防業務従事者の中には、消防法は既存遡及させるものと誤解している人がいます。これは法令担当の課長補佐の方が話していましたが、「法令改正によって新たな義務が生じる場合は、原則は「既存不遡及」の考えで、内容によってどうしても遡及させる場合は、経過措置で付加させます」。消防法令の改正の場合は、既存遡及させるケースになる事が多いので注意しておく必要があります。

次に②についてですが、まず若い職員の方は必ず法令用語を勉強してください。予防業務に従事していない職員の人にも勉強してください。私たちは

意外と法令用語をちゃんと理解していないのです！法令用語をきちんと理解としていないと、大きな間違いを犯す危険性があります。

例えば、「……するものとする」と「……しなければならぬ」の違い、「又は」、「及び」及び「並びに」の使い方、「……の間は適用しない」、「……とみなす」及び「なお従前の例による」の使い方、「両罰規定」の解釈などなど。

しかし、こんな大事なことを実はちゃんと教育されていないのが実態ではないでしょうか？私は消防学校では教わりませんでしたし、先輩も教えてくれませんでした。国へ行って初めて法令担当の見習いさんから教わったのです。従って、若い職員の方に次の本を必ず読むことを是非お勧めします。

1冊目は「法令用語（解釈）の常識」（林修三先生著）の本です。

この本か又は、「法令解釈の基礎」の本です。（長谷川彰一先生著：長谷川先生は現在危険物保安技術協会の理事長をされています。）この本を読めば、条文を正確に読めるようになります。是非読んでみてください！

ここで、若干脱線しますが、許してください。読者の皆さんに問題を出したいと思います！

消防関係法令集の見出しの部分に（ ）と[]の2通りになっているの

<p>消防法 〔目的〕 第一条 この法律は、火災を予防し、警戒し及び鎮圧し、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災又は地震等の災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことを任務とする。</p>	<p>消防組織法 （消防の任務） 第一条 消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことを任務とする。</p>
--	--

は何故でしょうか？例えば消防組織法第1条の見出しは（消防の任務）となっていますが、消防法の第1条の見出しは〔目的〕（注：法令集によっては分けていない出版会社があるかもしれませんが。）となっています。

何故だか分かる人がいますか？正解をお教えしましょう！消防法の原義には[]の見出しが実は付いていないのです！出版社で付けた見出しなのです！

()が付いている見出しは最初から原義に付いていますが、消防法だけは原義に見出しが対いていないです。恐らくこの事を知っている人は少ないのではないのでしょうか？疑問に思う方は、国会図書館に消防法の原義のコピーが見られますから、確認してみてください（天皇陛下の公印も見れますよ！）。

脱線ついでにもう一問出します。消防法施行令別表第1の(16)項、「複合用途防火対象物」の考え方の問題です。現在の「複合用途防火対象物」は防火

対象物で政令に定める二以上に供されるものを言いますが、消防法施行令が制定された昭和36年当時の「複合用途防火対象物」も同じ定義だったのでしょうか？ この問題が分かる人はかなり消防法令に詳しい方だと思います。実は、私も正直なところ、間違った解釈をしていました。恐らく、全国の予防担当の方も殆どが同じ間違えた考え方の解釈をしていたと思います。正解は同じ解釈ではありませんでした。消防法施行令制定当時、「複合用途防火対象物」は「二以上の用途が供されるもの」ではなかったのです！ 当時の消防法施行令別表第1の(16)項の定義を下に示します。よく読んでください。「前各項に掲げる防火対象物以外の防火対象物で、……」となっているのです。

消防法施行令別表第一
(一六項)
前各項に掲げる防火対象物以外の防火対象物で、その一部が前各項に掲げる防火対象物の用途のいずれかに該当する用途に供されるもの

この中で、前各項 ((1)項から(15)項までの用途)の防火対象物以外の防火対象物で、とは何をさしているのでしょうか？ 考えられるのは「住宅」しかありません！ 店舗併用住宅をイメージしてもらったほうが分かりやすいかもしれませんが、当時の複合用途防火対象物とは住宅と店舗を重ねた防火対象物を指していたのだと思います。

その後、昭和47年12月に改正され、

(16)項イとロに区分されましたが、その時もまだ同じ定義のままです。それが昭和49年の消防法の改正にあわせて消防法施行令も整理され、現在の複合用途防火対象物(法第八条に定義されました。)に至っています。私たちは複合用途防火対象物とは、政令別表の二つ以上の用途が供される防火対象物だとずーっと思っていたのではないのでしょうか？ 消防法施行令制定時は、まだ、そのような防火対象物が少なく、あっても店舗併用住宅ぐらいのものだけだったのだと思います。本当に「以外」が「意外」でした！

それでは、本題に戻ります。③はいつから法令が施行されるのか、経過措置がどうなっているのかは大変重要事項なので、絶対に見逃さないようにしなければいけません。違反処理にも関係してきますから。

④と⑤は特に多くの説明は必要ないと思いますが、誰に責任を課すのかは良く注意してください。後々「宛て名」が問題になってきますから。

⑥は、地域が広域であったり、島嶼地域であったり、行政実情で異なってくるかもしれませんが、注意しておく必要があります。

まず「委任」についてです。古い人ならご存知の方も多いと思いますが、危険物関係は昔「機関委任事務」でした。これは本来、国がやるべき事務を、地方市町村等にやってもらっていました。現在は自治事務にかわっていますので市町村等が行っています。

次に「代決」ですが、本来都道府県

等が行う事務を決裁権だけ市町村等に落として事務を任せるものです。そのため、名前は都道府県知事の名前です。具体例を言った方が分かりやすいですね。資格試験や講習の免状や終了証の発行者は知事の名前のままですが、その事務は全て市町村等が行うような場合です。

次に「委譲」ですが、これは権限も全て市町村等に落として全てやらせらう場合を言います。これも先ほどの資格免状や講習の修了証を例にしてお話しすると分かりやすいと思います。「委譲」は「代決」とは違い、知事の名前ではなく、「市町村」又は「消防長」の名前で交付できるようになるのです。

この3つの違いを良く頭に入れておいてください。

これ以外にも、ポイントが沢山あると思いますが、私がこれまで仕事してきた中で重要であると思うものをあげました。少しでも参考になれば幸いです。

以上、「消防関係法令条文の読み方」についてお話させていただきました。実際の実務では、条文だけでなく、国の施行通知各種解説書や行政実例、各消防本部で定めている指導基準等に沿って進めていかなければなりません。

適切かつ公正な予防事務の推進について常に心がけて、予防業務に頑張ってください。

〈問い合わせ先〉

E-mail : kinshou@ff-inc.co.jp

(続く)